豚 牛 馬 鶏　畜産業者の皆さまへ

【水質汚濁防止法や富山県公害防止条例の届出の確認】

届出内容は、最新ですか？



まずはチェック！

事業開始後、次のような変更はありませんでしたか？

☑施設の新設・増設



豚舎・牛舎・馬舎・鶏舎の増築など

☑施設の構造等の変更



施設の改築や排水経路の変更など

☑施設の使用廃止



豚舎・牛舎・馬舎・鶏舎
などの廃止

☑氏名の変更



事業場名称や代表者、所在地の変更など

☑施設の承継



法人承継・吸収合併、
施設の譲受など

1つでも当てはまった場合は、届出が必要な可能性があります！

届出内容の確認や手続き方法については
裏面をご覧ください。

あなたの農場は届出対象ですか？

水質汚濁防止法の特定施設

対象施設	対象規模
 豚房施設	総面積　50㎡以上
 牛房施設	総面積　200㎡以上
 馬房施設	総面積　500㎡以上

富山県公害防止条例の特定施設

動物	対象規模	対象施設
 豚（生後2か月未満を除く）	豚房の総面積50㎡未満かつ50頭以上の飼養（はん殖豚は5頭以上）	（1）飼養施設 （2）飼料調理施設（加熱するものに限る） （3）ふん尿処理施設
 牛	牛房の総面積200㎡未満かつ5頭以上の飼養	
 鶏（30日未満のひなを除く）	1000羽以上の飼養	

届出の流れ

① 現在の農場の状況を確認

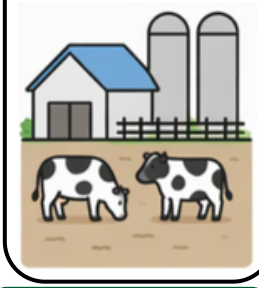

② 届出対象か届出済みかどうかを確認
（ご不明の場合は県又は富山市へ連絡）



③ 県HPから届出様式をダウンロード



④ 必要事項を記載のうえ、提出先に届出を行う



⑤ 特定施設や排水の管理を行う



届出の方法

届出様式等の詳細については、県のホームページをご確認ください。

水質汚濁防止法に基づく届出

富山県公害防止条例に基づく届出

届出の相談・お問い合わせはこちら

〇富山市内の事業場
富山市 環境保全課
☎076-443-2086

〇富山市以外の事業場
富山県 環境保全課水質保全係
☎076-444-3146



届出済みかわからない方、各種届出の判断が難しい方は、
お気軽にお問い合わせください。

富山県環境保全課